

判決で確定した権利の消滅時効 S63-03-4 《#326》

【問】 正誤をつけよ。

確定判決で確定した権利は、時効で消滅することはない。

【答え】 誤り

《ポイント》 判決で確定した権利の消滅時効

確定判決によって確定した権利については、10年より短い時効期間の定めがあるものであっても、その時効期間は、10年とする。（民法169条1項参照）

《補足》 債権等の消滅時効

債権は、次に掲げる場合には、時効によって消滅する。

- 一 債権者が権利を行使することができることを知った時から5年間行使しないとき。
- 二 権利を行使することができる時から10年間行使しないとき。（民法166条1項）

売買契約

履行期

